

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月22日（平成28年（行情）諮問第176号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行情）答申第369号）

事件名：特定日付けの特定社会保険労務士に対する戒告の処分に関する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書3（以下「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成27年10月29日付け厚生労働省発基1029第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

非公開とする処分を取消し、開示をするよう求めます。

（2）異議申立ての理由

当該社会保険労務士（以下「社労士」という）の起こした事故の発生した場所や、新聞の名称、新聞の掲載年月日、運転していた車の種類、停止していた相手の車の種類、その他 事案が生じた年月日、罰金の金額、佐賀労働局における聴取書作成年月日、情状、社労士懲戒処分に係る量定の基準等の非公開となった情報は、いずれも一般的な情報であり、非公開とする必要はないので、公開すべきである。

また、新聞を黒塗りにする権限は行政機関には存在しないので、係る部分は公開すべきである。

本人の申述内容は、消す必要はない。公開すべきである。

以上、非公開としたことは違法であるため、異議を申し出る。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯について

- (1) 本件異議申立人は、平成27年8月30日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「①特定日付けで特定社会保険労務士（以下「特定社労士」という。）に対して社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「社労士法」という。）25条の3の規定に基づき厚生労働大臣が戒告の処分を行った件についての文書の一切 ②社労士法3条2項に基づいて資格登録した者についての文書」（注：①、②は諮問庁において便宜的に振った数字である。）に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁において、開示請求対象文書の特定のため、異議申立人に確認したところ、異議申立人より、「① 特定日付けで特定社労士に対して、社労士法25条の3の規定に基づき厚生労働大臣が戒告の処分を行った件についての決裁に関する文書一切 ② 社労士法3条2項に基づき弁護士資格を持つ者が社労士の登録をした際の文書」に補正する旨の申出があった
- (3) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、同年11月17日付け（同月24日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、1(2)①の開示請求に対し法5条1号、2号イ、4号、第6号柱書き及びイに基づき部分開示とし、1(2)②の開示請求に対しこれを作成しておらず、保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

ア 本件1(2)①の開示請求に係る対象文書は、特定日付けで特定社労士に対し、社労士法25条の3の規定に基づき厚生労働大臣が懲戒処分を行った件に関し、原処分庁で作成した決裁文書すべてであり、以下(ア)ないし(ウ)に掲げる行政文書が該当する。

(ア) 平成26年9月9日及び同月10日付け決裁文書「社会保険労務士の懲戒処分に係る聴聞の実施について（伺い）」

(イ) 平成26年11月5日付け決裁文書「社会保険労務士法第25条の3の規定に基づく社会保険労務士の懲戒処分について（伺い）」

(ウ) 平成26年11月14日付け決裁文書「社会保険労務士の懲戒処分について」

イ 社労士法3条に規定される資格を有するものが社労士となるには、社労士法14条の2の規定に基づき、社会保険労務士名簿（以下「社労士名簿」という。）に法定事項の登録を受けなければならない、とされている。

さらに、社労士名簿への登録を行うときは、社労士法14条の5の規定に基づく登録申請書を提出する、とされているので、本件1(2)②の開示請求に係る対象文書は、当該登録申請書及び社労士名簿であると考えられる。

しかしながら、社労士法14条の3に、社労士名簿は全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）に備えること及び社労士名簿の登録は連合会が行うことが規定されている。

また、社労士法14条の5に、社労士名簿の登録を受けようとする者は、登録申請書を社会保険労務士法施行規則12条5項で定める社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）を経由して、連合会に提出しなければならない、とされている。

従って、本件1(2)②の開示請求に係る対象文書は、すべて連合会が保有する文書であり、処分庁では元より作成又は取得を要する文書ではなく、保有していないものである。

(2) 本件対象文書について

ア 3(1)ア(ア)の決裁文書について

3(1)ア(ア)の決裁文書については、社労士法25条の3の規定に基づく懲戒処分に係る聴聞を、同法25条の4の規定に基づき行うに当たって起案した文書であり、①被聴聞者、②聴聞の期日、場所、聴聞に関する事務の所掌組織、③特定社労士の重大な非行に係る情報、④社労士の懲戒処分に係る量定の基準、⑤関係資料などの情報が記録されている。

原処分においては、③のうち既に公にされている情報を除いた部分、④のうち標題及び日付を除いた部分、⑤のうち情報が公にされてから相当期間を経たものであって特定社労士の重大な非行に係る具体的な情報が記録されている部分、社労士法に基づく法定団体の長の印影、特定社労士の聴取書の聴取部分及び聴取実施時に特定社労士から提出された資料を不開示としている。

イ 3(1)ア(イ)の決裁文書について

3(1)ア(イ)の決裁文書については、社労士法25条の3の規定に基づく懲戒処分を行うに当たって起案した文書であり、①懲戒処分の通知書及び公告案、②聴聞に関する記録、③被処分者の処分量定の考え方、④特定社労士の重大な非行に係る情報、⑤社労士法条文、⑥社労士の懲戒処分に係る量定の基準、⑦聴聞通知書などの情報が記録されている。

原処分においては、②のうち被聴聞者の主張概要及び傍聴人に係る情報、③のうち既に公にされている情報を除いた事案概要及び本件特定社労士の非行に対する処分を決定するに当たっての量定の具体

的な検討内容に係る情報，④のうち既に公にされている情報を除いた部分，⑥のうち標題及び日付を除いた部分を不開示としている。

ウ 3（1）ア（ウ）の決裁文書について

3（1）ア（ウ）の決裁文書については，社労士法25条の3の規定に基づく懲戒処分を行ったことについて，関係機関に通知を行うに当たって起案した文書であり，原処分においては，全部を開示している。

（3）不開示情報該当性について

ア 法5条1号

本件対象文書については，特定社労士の非行を端緒として行われた厚生労働大臣による懲戒処分に係る決裁文書なので，当該情報全体が個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報に該当する。

ただし，社労士法25条の5の規定に基づき，同法25条の3の規定により社労士の懲戒処分をしたときは，遅滞なく，その旨を，その理由を付記した書面により当該社労士に通知するとともに，官報をもつて公告しなければならない，とされているところであり，既に公にされている情報については，法5条1号イに該当するので，これを開示するものである。

原処分において不開示とした部分のうち，3（2）アの③のうち既に公にされている情報を除いた部分，⑤のうち情報が公にされてから相当期間を経たものであって特定社労士の重大な非行に係る具体的な情報が記録されている部分，特定社労士の聴取書の聴取部分及び聴取実施時に特定社労士から提出された資料，及び3（2）イの②のうち被聴聞者の主張概要及び傍聴人に係る情報，③のうち既に公にされている情報を除いた事案概要，④のうち既に公にされている情報を除いた部分については，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別できることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであり，法5条1号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから，法5条1号の不開示情報に該当する。

イ 法5条2号イ及び4号

原処分において不開示とした部分のうち，3（2）アの⑤のうち社労士法に基づく法定団体の長の印影については，当該書面の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり，これを公にした場合，偽造により悪用される等，当該法定団体の権利，

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するものであり、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号の不開示情報にも該当する。

また、3(2)アの⑤のうち特定社労士の聴取書における特定社労士の自署及び印影については、当該書面の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、これを公にした場合、偽造により悪用される等、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当する。

ウ 法5条6号イ

原処分において不開示とした部分のうち、3(2)アの④社労士の懲戒処分に係る量定の基準及び3(2)イの③のうち本件特定社労士の非行に対する処分を決定するに当たっての量定の具体的な検討内容に係る情報、⑥のうち標題及び日付を除いた部分については、社労士の懲戒処分に係る量定の具体的な基準や量定に係る具体的な検討内容や判断根拠が記載されており、これを公にした場合、今後の社労士の懲戒処分に係る事務に関し、懲戒処分を免れること又は懲戒処分の減量を企図して証拠が隠滅されるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

エ 法5条6号柱書き

原処分において不開示とした部分のうち、3(2)アの③のうち既に公にされている情報を除いた部分、②聴聞に関する記録、⑤のうち特定社労士の聴取書の聴取部分及び聴取実施時に特定社労士から提出された資料及び3(2)イの②のうち被聴聞者の主張概要及び傍聴人に係る情報、③のうち既に公にされている情報を除いた事案概要、④のうち既に公にされている情報を除いた部分については、特定社労士や法定団体等が厚生労働省との信頼関係を前提として誠実に明らかにした心情や主張、事実関係その他本件懲戒処分に関する具体的な情報や提出した資料に係る情報が記載されているものであり、これらを公にした場合、厚生労働省と社労士あるいは連合会等の法定団体との信頼関係が失われ、情報提供等に協力的でなくなる等、社労士に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書において、原処分で不開示とした部分につい

ては「いずれも一般的な情報であり、非公開とする必要はないので、公開すべきである。」などと主張しているが、本件対象文書の特定については、3（1）のとおりであり、不開示情報該当性については、3（2）のとおりであることから、異議申立人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 平成29年9月21日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書について、処分庁は、その一部を法5条1号、2号イ、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする決定を行った。これに対し、異議申立人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別紙2に掲げる部分について

ア 本件対象文書1について

(ア) 別紙2の1（1）は、報道された新聞名、日付及び記事の内容である。これらの情報については、いずれも特定社労士に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に法5条1号ただし書該当性について検討する。

社労士の処分については、官報において、「対象社労士の氏名」、「生年月日、住所」、「社労士登録番号」、「事務所の名称及び所在地」、「懲戒処分年月日」、「懲戒処分の対象となった行為」を公表していることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められ、法5条1号ただし書イに該当する。

また、同様の理由により、これを公にしても、厚生労働省が行う

社労士の懲戒処分に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、法5条1号及び6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

- (イ) 別紙2の1(2)は、社労士の懲戒処分に係る量定の基準のうち、厚生労働省ウェブサイトで公表している情報であると認められ、個人に関する情報であるとは認められず、また、これを公にしても、今後の懲戒処分に係る事務に関し、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号イに該当せず、開示すべきである。

- (ウ) 別紙2の1(3)は、特定社労士の重大な非行に係る関係資料のうち、社労士法に基づく法定団体の長の印影であり、個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該団体の印影が押印されている告示については会員向けに行っているものであるが、会員以外の者の閲覧を拒むものではなく、結果として不特定多数の者が閲覧する可能性は否定できないとのことであった。

そうすると、これを公にしても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (エ) 別紙2の1(4)は、佐賀労働局において特定社労士に対して聴取した際の社労士の氏名である。

特定社労士の氏名については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において既に開示されている情報から明らかとなる情報であり、同号ただし書イに該当する。また、これを公にしても、厚生労働省が行う社労士の懲戒処分に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

- イ 本件対象文書2について

(ア) 別紙 2 の 2 (1) は、被処分者の処分量定の考え方の結論部分であり、特定社労士に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において既に開示されている情報から明らかとなる情報であり、同号ただし書イに該当する。また、これを公にしても、今後の懲戒処分に係る事務に関し、調査の要点が判明し、調査に対して証拠が隠ぺいされるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号及び 6 号イに該当せず、開示すべきである。

(イ) 別紙 2 の 2 (2) は、上記ア (ア) と同様の情報であり、同様の理由により法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(ウ) 別紙 2 の 2 (3) は、上記ア (エ) と同様の情報であり、同様の理由により法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(エ) 別紙 2 の 2 (4) は、上記ア (イ) と同様の情報であり、同様の理由により法 5 条 1 号及び 6 号イに該当せず、開示すべきである。

(3) 別紙 2 に掲げる部分以外の不開示部分について

ア 本件対象文書 1 について

(ア) 当該部分のうち、特定社労士が聴取を受けた際の自署及び印影については、法 5 条 1 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 4 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該部分のうち、社労士の懲戒処分に係る量定の基準については、既に公開されている社労士の懲戒処分に関する量定の基準に基づき具体的な処分を検討する際の検討内容及び判断根拠等が記載されていると認められ、これを公にすると、今後の懲戒処分に係る事務に関し、懲戒処分を免れること又は懲戒処分の量定の軽減を企図して

証拠が隠滅されるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 当該部分のうち、特定社労士からの聴取部分及び特定社労士から提出された資料については、これを公にすると、今後同種の事案において、調査への協力をちゅうちょさせ、公正で的確な処分を行う上で必要な事実関係を把握することが困難となるなど、厚生労働省が行う社労士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) その余の部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示について検討すると、当該情報は、特定社労士の氏名が開示されていることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 本件対象文書2について

(ア) 当該部分のうち、社労士の懲戒処分に係る量定の基準及び特定社労士の処分量定の考え方の「3. 社会保険労務士の懲戒処分に係る量定の基準」については、上記ア(イ)と同様の内容が記載されており、特定社労士の処分量定の考え方の「5. 量定についての検討」及び「6. 結論」については、量定に係る具体的な検討内容や判断根拠が記載されているものと認められる。

したがって、当該部分は、上記ア(イ)と同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 当該部分のうち、聴聞調書、聴聞報告書及び特定社労士の処分量定の考え方のうち「4. 聴聞時の陳述等について」については、佐賀労働局が特定社労士に対して行った聴聞の内容及びそれに対する担当官の意見が記載されており、上記ア(ウ)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) その余の部分は、上記ア(エ)と同様の理由により、法5条1号

に該当し，同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法 5 条 1 号，2 号イ，4 号並びに 6 号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については，別紙 2 に掲げる部分を除く部分は，同条 1 号並びに 6 号柱書き及びイに該当すると認められるので，同条 4 号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であるが，別紙 2 に掲げる部分は，同条 1 号，2 号イ，4 号並びに 6 号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 平成 26 年特定月日 A 及び平成 26 年特定月日 B 付け決裁文書
「社会保険労務士の懲戒処分に係る聴聞の実施について (伺い)」
- 文書 2 平成 26 年特定月日 C 付け決裁文書「社会保険労務士法 25 条の
3 の規定に基づく社会保険労務士の懲戒処分について (伺い)」
- 文書 3 平成 26 年特定月日 D 付け決裁文書「社会保険労務士の懲戒処分
について」

別紙 2（開示すべき部分）

1 本件対象文書 1

- (1) 15頁33行目, 27頁23行目, 33頁2行目及び35頁全体
- (2) 21頁及び22頁別表の左欄と中央欄
- (3) 37頁及び39頁の法定団体の長の印影
- (4) 16頁18行目21文字目ないし27文字目及び29頁11行目21文字目ないし27文字目

2 本件対象文書 2

- (1) 77頁20行目1文字目ないし14文字目及び23行目14文字目ないし最終文字
- (2) 79頁32行目
- (3) 80頁17行目21文字目ないし27文字目
- (4) 85頁及び86頁別表の左欄と中央欄